修了証明書再交付の取扱い

修了証明書の再交付について

研修修了者から再交付の依頼があった場合は、介護員養成研修修了者名簿(様式第10号)により修了者であるか十分確認したうえで、以下のとおり対応するものとする。

なお、修了証明書は、当該研修の修了者が訪問介護員又は生活援助中心型のサービスの従事者として従事しようとする際に、その資格証として効力を有することから、交付にあたっては研修修了者本人からの依頼であることを確認する必要があること。これに伴う確認方法等は、別紙4に準じることとし、各研修事業者において適当と認める方法により行うこと。

(1) 再交付する場合

研修事業者は、研修修了者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書(様式第6号)を交付しなければならない。

(2) 氏名変更の場合

氏名変更による修了証明書の再交付は行わないものとする。

(修了証明書は研修課程を「修了」したことを証明するものであり、修了時点となる現在の氏名での再交付は適当でないため。)

氏名を変更した者から紛失による再交付の依頼があった場合は、修了時点の氏名(変更前の氏名)により再交付するものとする。